

平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:住宅金融支援機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
金融管理サポートシステムのメンテナンス	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年1月5日	株式会社ティージー アイ・フィナンシャル・ ソリューションズ 東京都千代田区大手 町1-3-1	会計規程第25条第1項 金融管理サポートシステムは、同社が著作権を保有するフレームワークソフトを基幹として、機構独自の計算・管理機能等を追加したものである。本システムのフレームワークソフトに関するプログラム等は公開されていないことから、メンテナンスを実施することができるのは同社のみであるため、随意契約したものである。	14,784,000	14,700,000	99.43%	-	本システムは、同社が著作権を保有するフレームワークソフトを基幹として、機構独自の計算・管理機能等を追加したものである。本システムのフレームワークソフトに関するプログラム等は公開されていないことから、メンテナンスを実施することができるのは同社のみであるため、随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年1月5日	東京法務局 東京都千代田区九段 南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	11,998,000	11,998,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年1月13日	東京法務局 東京都千代田区九段 南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,155,000	1,155,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年2月2日	東京法務局 東京都千代田区九段 南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	14,770,000	14,770,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 麻生隆 宮城県仙台市青葉区片平1-3-18	平成23年2月3日	仙台法務局 宮城県仙台市宮城野 区名掛丁128	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,365,200	1,365,200	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 伯耆 逸夫 福岡県福岡市中央区天神4-1-37	平成23年2月3日	福岡法務局 福岡県福岡市中央区 舞鶴3-9-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,260,000	1,260,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 池谷文雄 愛知県名古屋市中区 三の丸2-2-1	平成23年2月10日	名古屋法務局 愛知県名古屋市中区 三の丸2-2-1	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,785,000	1,785,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 安齋俊彦 大阪府大阪市中央区南本町 4-5-20	平成23年2月14日	大阪法務局 大阪府大阪市中央区 谷町2-1-17	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,460,200	1,460,200	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年2月21日	前橋法務局 群馬県前橋市大手町 2-10-5	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,267,000	1,267,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年2月21日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	2,345,000	2,345,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 小柳賛平 広島県広島市中区基町8-3	平成23年2月22日	広島法務局 広島県広島市中区上八丁堀6-30	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,260,000	1,260,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年2月24日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	15,232,000	15,232,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
新築マンションのダイレクト情報サービスの利用	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年2月28日	株式会社不動産経済研究所 東京都新宿区新宿1-9-1	会計規程第25条第1項 本件は、新築マンションの新規供給及び販売状況の情報の提供サービスを受けるものであり、当該情報の情報提供者は限られている。機構は、平成15年度以降、マンション市場動向調査・分析の基礎データを同社から提供されるデータにより行っており、これまで蓄積してきたマンション動向の把握・分析における連続性を保つため、当該情報を提供することが可能である同社と随意契約したものである。	3,654,000	3,654,000	100.00%	-	新築マンションの新規供給及び販売状況の情報の情報提供者は限られている。これまでマンション市場動向調査・分析の基礎データを同社から提供されるデータにより行っており、蓄積してきたマンション動向の把握・分析における連続性を保つため、当該情報を提供することが可能な同社と随意契約したものである。		12
マンション市場情報サービスの利用	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年3月9日	株式会社長谷工アーベスト 東京都港区芝2-32-1	会計規程第25条第1項 本件は、業務上必要なマンション市場情報の提供サービスを受けるものである。機構では、平成21年度以降、首都圏におけるマンションの新築・中古市場、供給事業者、購入者等お客様に関する動向やニーズ等をリアルタイムに把握するための基礎データとして、同社から提供されるレポートを使用しているところであるが、これらのデータについては当該レポートでしか把握・分析できないものであるため、当該情報を提供することが可能である同社と随意契約したものである。	1,260,000	1,260,000	100.00%	-	首都圏におけるマンションの新築・中古市場、供給事業者、購入者等お客様に関する動向やニーズ等をリアルタイムに把握するための基礎データとして、同社から提供されるレポートを使用しているところであるが、これらのデータについては当該レポートでしか把握・分析できないものであるため、当該情報を提供することが可能な同社と随意契約したものである。		12
事務所賃貸借	契約担当役 池谷文雄 愛知県名古屋千種区新栄3-20-16	平成23年3月11日	住友生命保険相互会社 大阪府大阪市中央区城見1-4-35	会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。	2,730,792	2,730,792	100.00%	-	すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。		5
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年3月17日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,207,500	1,207,500	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
事務所賃貸借	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年3月24日	日本生命保険相互会社 東京都千代田区丸の内1-6-6	会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。	契約当事者間の約定により非公表	契約当事者間の約定により非公表	---	-	すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。		5

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
借上宿舎	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年3月28日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い職員宿舎の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舎として活用するため、賃貸人と随意契約したものである。	1,416,000	1,416,000	100.00%	-	当該借上宿舎は、人事異動に伴い職員宿舎の借り上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舎として活用するため随意契約したものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年3月28日	有限会社トミシン 東京都練馬区石神井町7-17-12	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い職員宿舎の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舎として活用するため、賃貸人と随意契約したものである。	1,728,000	1,728,000	100.00%	-	当該借上宿舎は、人事異動に伴い職員宿舎の借り上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舎として活用するため随意契約したものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年3月28日	有限会社トミシン 東京都練馬区石神井町7-17-12	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い職員宿舎の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舎として活用するため、賃貸人と随意契約したものである。	1,752,000	1,752,000	100.00%	-	当該借上宿舎は、人事異動に伴い職員宿舎の借り上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舎として活用するため随意契約したものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年3月28日	多田建材株式会社 香川県高松市松並町591-6	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い職員宿舎の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舎として活用するため、賃貸人と随意契約したものである。	1,320,000	1,320,000	100.00%	-	当該借上宿舎は、人事異動に伴い職員宿舎の借り上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舎として活用するため随意契約したものである。	19	
ナビダイヤル利用料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年3月29日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区内幸町1-1-6	会計規程第25条第1項 提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、同社と随意契約したものである。	12,172,440	利用料金 47,565円/月ほか	100.00%	-	提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、同社との随意契約によらざるをえないものである。	8	
借上宿舎	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年3月29日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	1,152,000	1,152,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるをえないものである。	19	
与信ポートフォリオ管理システムの運用等	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年3月31日	株式会社ティーjee アイ・フィナンシャル・ソリューションズ 東京都千代田区大手町1-3-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構の信用リスク分析を行うためのシステム(与信ポートフォリオ管理システム)の保守・運用業務委託を行うものであるが、本システムは、同社が著作権を保有するフレームワークソフトを基幹として、機構独自の計量機能を追加したものである。当該フレームワークソフトに関するプログラム等は他に公開されていないことから、本システムに係る保守・運用業務を実施することができるのは同社のみであるため随意契約したものである。	3,390,187	2,872,800	84.74%	-	本システムは、同社が著作権を保有するフレームワークソフトを基幹として、機構独自の計量機能を追加したものである。本システムのフレームワークソフトに関するプログラム等は公開されていないことから、本システムに係る保守・運用業務を実施することができる同社との随意契約によらざるをえないものである。	1	
金融管理サポートシステムに係る運用業務等	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年3月31日	株式会社ティーjee アイ・フィナンシャル・ソリューションズ 東京都千代田区大手町1-3-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構の金融管理サポートシステムの運用業務等の委託を行うものであるが、本システムは、同社が著作権を保有するフレームワークソフトを基幹として、機構独自の計算・管理機能等を追加したものである。本システムのフレームワークソフトに関するプログラム等は他に公開されていないことから、本システムに係る運用業務等を実施することができるのは同社のみであるため随意契約したものである。	6,610,590	4,998,000	75.61%	-	本システムは、同社が著作権を保有するフレームワークソフトを基幹として、機構独自の計算・管理機能等を追加したものである。本システムのフレームワークソフトに関するプログラム等は公開されていないことから、本システムに係る運用業務等を実施することができる同社との随意契約によらざるをえないものである。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
官報公告の掲載業務	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年3月31日	株式会社共栄広告社 東京都千代田区神田錦町3-8	会計規程第25条第1項 本件は、独立行政法人国立印刷局が発行する官報に公告を掲載する業務を委託するものである。官報の掲載料金については、「官報公・広告掲載料金表」により価格が一に定められていることから、同社と随意契約したものである。	6,953,850	918円/行	100.00%	-	官報の掲載料金については、価格が一に定められていることから、随意契約によらざるを得ないものである。	6	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成22年度に締結した契約のうち、平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

(※) 本表は、平成23年6月末時点の情報に基づき作成。